

中国の侵略から尖閣を守ろう

「1月14日は 尖閣諸島開拓の日」

1月14日は、明治28年に尖閣諸島が日本領土に編入された日です。沖縄県石垣市は、この日を「尖閣諸島開拓の日」と条例で定めています

尖閣諸島は、今からおよそ118年前の明治28年、わが国政府が国際法に則り領土として編入した日本固有の領土です。この島々はその後、古賀辰四郎氏をはじめ多くの人々の手により開拓され、一時はカツオ節工場などに従事する人々から200余名が生活を営んでいました。

尖閣諸島を行政区とする沖縄県石垣市は、1月14日を「尖閣諸島開拓の日」とする条例を平成22年に決めました。尖閣諸島開拓に携わった祖先の「偉業を称え、その功績を永く後世に残し、尖閣諸島が歴史的にも、国際法上も日本固有の領土として、より明確に国際社会に対し意思表示し、国民世論の啓発を図るため」（条例第一条）、同市では当日、記念式典や展示会などが開催されます。

警備体制を確立し、尖閣諸島の実効支配の強化を！

昨年9月の国有化後、尖閣諸島に対する中国の攻勢は苛烈を極めています。中国公船が尖閣周辺海域を徘徊することが常態化し、領海侵犯は20回を超えています。また、中国の軍用機が頻繁に日本領空への接近飛行を繰り返すようになりました。

安倍首相は尖閣諸島の領域警備について自衛隊の積極活用に意欲を示し、1月5日には尖閣周辺での対抗措置の強化を検討するよう指示しました。海上保安庁の巡視船の増強等と共に自衛隊の領域警備も含めた警備体制の強化が急がれます。

また一方、昨年野田政権が国有化を進めた背景に、中国側が①人を上陸させない、②環境調査をさせない、③建造物を作らせない、ことを条件に示していたとの報道があります。このような中国の意向に添い、尖閣諸島の環境保護や開発を政府が放棄してきたことが問題です。

安倍首相は尖閣諸島における公務員の常駐化の意思も表明しています。漁業者の安全操業のための灯台や避難港の整備などを始め、日本固有の領土に相応しい実効支配の強化が求められています。

尖閣海域を懸命に守っている海上保安庁に激励を！

中国は尖閣諸島海域への中国公船等の展開を常態化するとし、これに対し、海上保安庁は全国から多数の巡視船を結集して、警戒を続けています。

緊張の高まる尖閣諸島周辺海域において、精神的にも体力的にも疲労が重なる中、「にらみ合いが続くのは覚悟の上だ」（海保幹部）と懸命に任務に当る海上保安庁に、国民の感謝と激励の声を伝えましょう！

●海上保安庁 shitasumon-x2mm@kaiho.mlit.go.jp

●第11管区海上保安本部

kouhou-11@kaiho.mlit.go.jp【第11管区海上保安本部】で検索⇒ご意見

■昨年、海上保安庁法等改正が実現！ 自衛隊が平時においても領域警備ができるための法整備を！

平成22年9月、尖閣諸島沖で中国漁船が日本の巡視船に体当たり事件を起こしてから2年一。沖縄、尖閣諸島海域では大量の中国漁船が領海侵犯し、日本の漁民が近づけない驚くべき実態が明らかになりました。そこで私どもは沖縄からのメッセージを3つの要望事項にまとめ、政府・国会へ国民署名運動を始めました。

要望事項は、①沖縄の漁民が安全操業できるよう尖閣諸島に灯台や避難港を整備すること②日本領海内に違法侵入する外国船舶の拿捕を可能とする領海警備法令の整備③平時において自衛隊が領土領海を守る法令の整備。この国民署名は全国で推進され、既に224万を数えるに至りました。

このような中、政府は昨年2月、請願②に当たる領海警備強化のための海上保安庁法等改正案を閣議決定し、国会に上程。8月29日、この海上警察権強化法案が成立しました。今回の法案成立により、不法な外国船への取り締まりは格段に強化されていきます。

しかし、尖閣諸島を確実に守るためには、灯台や避難港等の設置、海上保安官の常駐などの実効支配の強化が必要です。

また、尖閣海域を睨んでフリゲート艦まで派遣してきた中国政府の姿勢からすれば、海上保安庁では守り切れない事態も想定しなければなりません。その時のために平時における自衛隊の領域警備を可能とする法整備も進めなければなりません。

尖閣諸島の実効支配強化、自衛隊による領海警備のための法制度の確立など、引き続き国民署名への皆様のご協力を宜しくお願い致します。

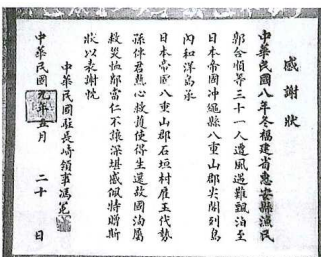
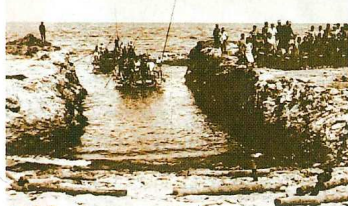
←昨年8月、魚釣島に不法上陸した活動家たちは、上陸時にネットで生中継した際、「皆さん安心して。彼らは（日本側から）スシやラーメンをごちそうになり、沖縄に少し留まってからすぐに帰ってくる。日本人は彼らに指一本ふれられない」と配信しました。

署名内容 領土領海を守るための3つの提言

- ①尖閣諸島に関し早急に諸般の現地調査を行なうとともに、船舶の安全航行と漁民の安全操業のため、**灯台の設置および避難港の整備**などに取り組むこと。
- ②現在、外国漁船による悪質な違法操業が繰り返され、日本の漁場が奪われている。その対策のため関係省庁による警備体制を強化するとともに、領海侵犯を取り締まり直ちに**拿捕を可能とする関係法令の整備**をはかること。
- ③現在、自衛隊には、平時において領土領海を守るべき法的根拠がないため、すみやかに**領域警備のための法制度を確立**すること。



写真は、上右から各島の行政管理標識、尖閣沖での漁民救助に対する中華民国からの感謝状、魚釣島で働く人々、盛んなカツオ漁業の様子、下は工場前での記念写真と魚釣島の入港の様子



尖閣諸島は、明治28年1月14日わが国領土に編入され、多くの日本人の手で開発、一時は200名を超える人達がカツオ工場に従事していましたが、戦後は、米軍の管轄下になりましたが、沖縄とともに日本に返還され今日に至っています。

**写真が証明する。
尖閣諸島は
日本固有の領土だ！**

「尖閣を守れ！全国署名活動」にご協力下さい 署名用紙は日本会議ホームページでダウンロードできます

◎お問合せ先/署名送付先「日本会議全国署名運動係」 [電話]03-3476-5611 [FAX]03-3476-5612

[住所]〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-10-1-601 [ホームページ] [日本会議](#) で検索